

連載：優生思想に立ち向かう《42》

ダウン症の当事者の親御さんであり、研究者でもある立場から、優生政策に関わる経過と論考を2回にわたり述べていただきます。

優生政策に立ち向う

ももたに えいいち 日本ダウン症国際情報センター(DSIJ)・茨城県ダウン症協会事務局長



はじめに

私にはダウン症を持って生まれ今年で40歳になる、さなえという娘がいます。1歳までに点頭てんかんがあったために、知的な発達はダウン症の人の中ではとても重いと思います。他の3人の子どもたちと同様に、本人なりに成長して楽しそうにやっています。子どもというのはありがたい存在ですが、さなえさんは40年間私を笑顔とやさしさで支えてくれたことに加えて、学校などでは学べない重要なことをたくさん教えて来てくれた素敵な先生でもあり、いつも感謝して尊敬しています。

本稿ではダウン症を含む障害を持つ人に対する優生政策の構造としかけについて解説します。社会の正常化に役立てば幸いです。

近年の優生政策

近代日本の優生政策の歴史は明治時代に始まりますが、ダウン症などの子どもを選別排除するための出生前診断について一般の人が知ったのは、1990年代に血清マーカー検査が新聞で報じられた時でしょう。iPS細胞や新たな抗がん剤の発見など重要な医学生物学的発見でも無かった、大きな扱いでした。命を奪うことで病気を予防するという反ヒポクラテス医学が素晴らしい新技術であると報じられたのです。

マススクリーニング化に懸念を表明した厚労省

この時の政府の見解は現在のNIPT(新型出生前診断)よりも遥かにまして、「本見解の主旨は、①母体血清マーカー検査には、十分な説明が行われていない傾向があること、②胎児に疾患がある可能性を確率で示すものに過ぎないこと、③胎児の疾患の発見を目的としたマススクリーニング検査として行われる懸念があることといった特質と問題があること等から、医師は妊婦に対し本検査の

情報を積極的に知らせる必要はなく、本検査を勧めるべきでもない」というものでした。(1999/07/21厚生科学審議会)。この通達の③が出生前検査の優生学的問題を端的に示しています。この文言は青い芝の会などの障害者団体の強い危惧と訴えの結果入れられたものでした。

私自身も厚生科学審議会を傍聴し、意見書も出しました。この通達以前の診療現場では35歳以上の妊婦に出生前診断を勧めることが当たり前でしたが、この通達により「医師は妊婦に対し本検査の情報を積極的に知らせる必要はなく、本検査を勧めるべきでもない。」と検査の無制限な拡大に歯止めがかかりました。

14年後、厚労省が豹変

しかし、2013年になり当時の田村厚労相は閣議後会見で、同省が出した通達を無視して「新たな出生前診断はこれまでの検査と違う点もある。そろそろ全般を検討する時期に来ている。」などと発言し、推進について日本産科婦人科学会が定めた指針を尊重するよう関係者に求め丸投げ。上記通達の③で示した、人権問題については完全に無視されました。その後、2020年から厚労省が招集した「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」の記録を精査しても、障害を持つ人の選別排除など、憲法が示す人権問題や倫理についての論議は全くなされていません。NIPTの拡大推進メンバーや反論を述べない委員ばかりを集めた専門委員会でした。障害者団体へのヒアリングもほとんどされていません。

2022年7月から、これまで医療機関において35歳以上に限っていた出生前診断を示唆する年齢を全年齢に拡大し、都道府県に全妊婦に周知させるように通達して新指針の運用が始まりました。「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」で検

索し、資料をお読みください。

妊婦を不安に追い込む情報戦略

現在、インターネット上には女性を出生前診断と中絶に導く膨大な情報が溢れています。これに加えて全妊婦にパンフレットを渡すことで、「受胎した命が障害を持っているリスクがある」という不安に陥れています。本来であれば、子どもを授かって幸福感を感じる楽しい時期であるはずで、大衆がダウン症についてよく知らないことや、JDの藤井さんが言う「内なる優生思想」を利用して、妊婦の心を不安や恐れで操ります。これはカルト教団が先祖の祟や不幸は教団に金品を提供することで解消できると人を洗脳する手法そのものです。医学会や政府厚労省がこのようなことを行っているのは許されないことです。

妊婦の心理を把握した上で検査・中絶に誘導

妊娠6週～10週目頃に母子手帳を受け取りに来た妊婦に出生前診断を知らせるパンフレットを渡せという通達が厚労省から全国の都道府県に出された意味を考えてください。胎動は妊娠4か月～5か月頃から感じる方が多く、初産婦の約75%、経産婦の約60%が妊娠により意識の改革を感じ、初めての胎動を喜びと感じ、胎児のことをよく考えるきっかけになるそうです。また近年、ダウン症の人についてのポジティブな情報が増えたとはいえ、ダウン症の子どもが生まれた家庭の90%以上で子どもがいて良かったと答えている事実に容易に共感を持ってないと思われます。

つまり、我が子に対する意識や愛情が生じる以前に「あなたのお腹の子どもには先天異常があるかもしれない障害児が生まれる可能性があります。」と不安情報を注入することで、優生思想は親の心と社会にじわじわと広がっているのです。同時に、この施策は幸せを生み出す子どもを授かるチャンス奪い、女性の身体と心を傷つけているのです。さらに、障害児者に対する差別意識を無意識のうちに持たされた女性が子育てを通じて差別感のない次世代の子どもを育てられるのかも危惧されます。

国会論議も無く優生政策を推進

新指針の運用が始まる前年度、2022年3月21日

の「世界ダウン症の日」を前にした同17日に筆者らDSIJ (<http://dsij.jp> DSIS PRESSのHPを参照)と茨城県ダウン症協会の有志は参議院議員会館の会議室で緊急学習会を開催しました。次年度予算が国会で論議されていた時期に、阻止を目指しました。これは日本政府がトリソミーの人に対する選別排除という優生政策を進めるとのことですから、我が娘の将来を考えれば阻止は当然のことです。(長周新聞記事〈2022年4月9日 百溪で検索〉と、学習会のYoutube記録〈UPLAN 出生前検査と障害者の尊厳・人権学習会で検索〉参照)

参議院議員会館での学習会の効果

この学習会は日本共産党の参議院議員の紙智子議員らの協力で準備し、野党各党にこの学習会の開催趣旨を伝えました。驚いたことに私がこの問題を伝えるまで、どの政党の議員も公設秘書さんもこの優生政策について全く知らなかったのです。当日は10名の衆参国會議員と数多くの議員秘書さん、一般参加者が集まりました。この学習会によっても「出生前診断を全妊婦に周知させる」という政策の予算化を止めることはできませんでした。国会議員に知ってもらえた意義はありました。その後、2023年2月に立憲民主党の阿部知子衆議院議員が「出生前検査に関する質問主意書」を政府に提出してくれました。政府からの回答は納得できるものではありませんでした。(http://dsij.jp/?p=1787を参照)

障害を持つ子どもの親に検査

中絶をさせる施策には倫理的正当性がなく、明確に憲法違反です。ヒポクラテスの誓いは、医師の医療倫理・任務などについての、ギリシア神への宣誓文です。さらにその後二千数百年間、現代においても医療倫理の根幹を謳っていますが、この崇高なモラルはどこに消えたのでしょうか。

今回は、歴史から学ぶ日本の優生政策と、背景にある政府の企みと科学の進歩により作り出される人類の不幸、ヒトの全ゲノム解析と染色体異常の発見と悲劇、日本産科婦人科学会が言う「胎児は人間ではないから殺人にならない」という反知性的根拠について医科学者・病理学者として解説させていただきます。